

意見募集案件	北広島市住生活基本計画(案)の策定について
担当課	建設部建築課 電話 011-372-3311 内 755

意見募集期間	平成 26 年 12 月 18 日(木)から平成 27 年 1 月 17 日(土)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所建築課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 12 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	建設部建築課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: ken@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 27 年 2 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 住生活基本法に基づく国・北海道の住生活基本計画を上位計画とし、市民が長く住み続けられる住まいや住環境を形成するためのガイドラインとして策定する。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 計画期間 平成 27 年度から平成 36 年度まで 住環境形成に係る基本的な方針 取り組むべき課題に対する重点施策 (3) その案の根拠となる法令等 「住生活基本法」 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 誰もが安心して快適に暮らせる住まい・住環境を形成する。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) ・国又は北海道の住生活基本計画 ・旭川市、帯広市、苫小牧市等の住生活基本計画
対象となる政策等 の原案	別紙のとおり【北広島市住生活基本計画(案)】
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 第 4 回計画策定検討委員会を実施(2 月上旬) 計画の決定・公表は 2 月下旬の予定